

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 川根本町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.7%
全職員	85.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	96.2%
本庁課長補佐相当職	97.3%
本庁係長相当職	95.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.8%
31～35年	94.3%
26～30年	92.0%
21～25年	95.7%
16～20年	—
11～15年	77.2%
6～10年	56.2%
1～5年	107.9%

【説明欄】

本庁部局長・次長相当職について、該当する役職なし。

勤続年数16～20年の女性職員は該当なし。

扶養手当及び住居手当について、男性職員に支給している場合が多く差異が生じている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。